

○経済産業省告示第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項及び第十四条の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第五十一号（冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断 の基準となるべき事項	冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断 の基準となるべき事項

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

1・2 [略]

3 硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器

規則第3条に規定する硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器（以下単に「硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごと

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

1・2 [略]

[新規]

の出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄

に掲げる値を上回らないようにすること。

<u>区分</u>	<u>環境影響度</u> <u>の目標値</u>	<u>目標年度</u>
<u>硬質ポリウレ</u> <u>タンフォーム</u> <u>を用いた冷蔵</u> <u>機器及び冷凍</u> <u>機器</u>	<u>100</u>	<u>2024</u>

4 硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又

[新規]	[新規]	[新規]
[新規]	[新規]	[新規]

[新規]

は冷凍の機能を有する自動販売機

規則第3条に規定する硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

<u>区分</u>	<u>環境影響度</u> <u>の目標値</u>	<u>目標年度</u>
<u>硬質ポリウレ</u> <u>タンフォーム</u> <u>を用いた冷蔵</u> <u>又は冷凍の機</u> <u>能を有する自</u> <u>動販売機</u>	<u>100</u>	<u>2024</u>

[新規]	[新規]	[新規]
[新規]	[新規]	[新規]

5 フロン類等の環境影響度の算定に係る特例

[略]

第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項
について

[略]

第三 表示事項等

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、
同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事
項を表示するものとする。

製品の区	本体への	カタログ	その他
------	------	------	-----

4 フロン類等の環境影響度の算定に係る特例

[略]

第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項
について

[略]

第三 表示事項等

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、
同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事
事項を表示するものとする。

製品の区	本体への	カタログ	その他
------	------	------	-----

分	表示事項	への表示 事項	遵守事 項
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>硬質ポリ</u> <u>ウレタン</u> <u>フォーム</u> <u>を用いた</u> <u>冷蔵機器</u> <u>及び冷凍</u>	<u>①使用する</u> <u>フロン類</u> <u>等の種類</u> <u>、数量及</u> <u>び環境影</u> <u>響度（法</u>	<u>・ 本体へ</u> <u>の表示</u> <u>事項</u> <u>・ 目標値</u> <u>及び目</u> <u>標年度</u>	<u>・ フロ</u> <u>ン類</u> <u>等の</u> <u>数量</u> <u>は、</u> <u>キロ</u>

分	表示事項	への表示 事項	遵守事 項
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[新規]	[新規]	[新規]	[新規]

	<u>機器</u>	<u>第87条に</u>	<u>グラ</u>						
		<u>基づき当</u>	<u>ム単</u>						
		<u>該事項に</u>	<u>位で</u>						
		<u>関して表</u>	<u>表示</u>						
		<u>示を行っ</u>	<u>する</u>						
		<u>ている場</u>	<u>こと</u>						
		<u>合を除</u>	<u>(た</u>						
		<u>く。)</u>	<u>だし</u>						
		<u>②品名及び</u>	<u>、当</u>						
		<u>形名</u>	<u>該製</u>						
		<u>③製造業者</u>	<u>品に</u>						
		<u>等の氏名</u>	<u>使用</u>						
		<u>又は名称</u>	<u>され</u>						

たフロソ

類等

の数

量が

1 井

ログ

ラム

未滿

の場合

合は

グ

ラム

			<u>単位</u> <u>で表</u> <u>示す</u> <u>るこ</u> <u>とが</u> <u>でき</u> <u>る。)</u>						
<u>硬質ポリ</u> <u>ウレタン</u> <u>フォーム</u> <u>を用いた</u> <u>冷蔵又は</u>	<u>①使用する</u> <u>フロン類</u> <u>等の種類</u> <u>、数量及</u> <u>び環境影</u>	<u>・本体へ</u> <u>の表示</u> <u>事項</u> <u>・目標値</u> <u>及び目</u>	<u>・フロ</u> <u>ン類</u> <u>等の</u> <u>数量</u> <u>は、</u>		[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	

			<u>ラム</u> <u>単位</u> <u>で表</u> <u>示す</u> <u>るこ</u> <u>とが</u> <u>でき</u> <u>る。)</u>						
備考 表中の [] は注記である。									

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三の規定は、同年十月一日から施行する。